

日時・場所	令和2年3月16日(月)8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、遠藤環境経済部長、杉本教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・年度末も間近となった。議会は委員会もほぼ終わり、新年度予算は19日に決まる見通しである。人事異動で人や体制は替わるかも知れないが、社会や市民生活は動いており、新型コロナウイルスのような課題もあるので、年度が始まってから業務を立ち上げるのではなく、できるだけ準備をして、繋がりをもって切れ目なく進むように臨んでもらいたい。
- ・色々な情報について議会はもとより自治連合会や当事者に対して、決まったことはもちろん、政策形成過程もきめ細かく、問い掛け型でできるだけ公開するようお願いしているが、担当では決まってからでないと思えないとの思いがあり、思ったより情報が出ていない。まだ決まっていなくても、今はこういう計画や予定であるということを出して、問題があれば提案をもらえば良い。プロセスを出すというやり方でやった方が合意形成が図れ、チェックもはたらく。情報が出ていたかと思っていたが、決まっていなかったから止まっていたという案件があった。まだコミュニケーションが取れていない。先般も当事者に話しておくように言っておいたことが伝わっていなかった事例があったので、政策情報も積極的に相談するというくらいのつもりで、きちんと出してもらいたい。

2. 議題

① 野洲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果及び対応について

これまでに開催した対策本部会議の結果及び対応について報告する。2月19日に開催した第1回では、近隣府県の感染者発生等により地域での感染リスクが高いと判断し、3月末までの市主催イベント等の中止及び延期、事業主催者へのイベント自粛要請、市窓口職員のマスク着用推奨を決定した。2月28日の第2回では、国からの休校要請を受けて、市内の小中学校、幼稚園、保育園及び学童保育所の対応を決定した。3月5日の第3回では、県内での感染者発生を受けて、新型インフルエンザ等対策行動計画を準用して対応を行った。

また、東近江市で感染者が発生したので、情報提供しておく。

→3月13日に市内の福祉事業所(高齢者・子育て・障がい者)に対し、マスクに関する調査を行った。結果は本日午前中に集約し、不足している事業所には3月17日、18日に配布する手続きを進めている。保育所の給食関係の分は既に配布しているが、今回の分もできるだけ早く配布するため、本部会議には事後報告を行う予定である。

→東近江での件は、受診された医療機関名は公表されるべきではないか。確認しておくこと。

② 令和元年度障がい者就労体験事業の実施結果について

障がいのある人の就労意欲を高め、自立と社会参加の促進を図るとともに、市職員の障がいのある人への理解を深めるため、市役所等の施設において就労体験事業を実施したので報告する。準備した15コースのうち計7コースで7名による延べ10日間の利用があった。

また、事業開始から10年を迎えたことから、現在、今後の方向性を定めるため野洲市障がい

者自立支援協議会就労部会において事業検証を行っており、令和2年5月開催予定の就労部会において、今後の実施方針を決定する予定である。

→利用数は減少傾向となっているが、潜在的な対象者は増加している。場が足りないのか、送迎が大変なのか、プログラムが合わないのか、課題を洗い出して検討して欲しい。

③ 建築基準法に基づく美和コーポA棟に対する措置について

現在、美和コーポB棟は行政代執行により解体工事を実施しているところだが、これに隣接するA棟についても周辺地域住民に多大な影響を及ぼす恐れがある状態である。A棟は、市に権限がある空家等対策特別措置法の対象ではなく、県に権限がある建築基準法の対象となっている。県では、危険な建物に対する改善指導の観点から、A棟に対して平成22年1月に勧告されているが、その後の対応がなされていないことから、行政代執行を視野に必要な措置を進めることを依頼したので、報告する。

現在、建物は所有者による不定期的な使用が確認されているものの、老朽化が著しく、放置すれば近いうちに崩壊が始まって近寄れなくなり、B棟と同様に空家となることが予測される。

→このままいけば空家になり、B棟と同等の費用が発生することになるため、かなり強硬に言わないといけないことから、文書を発出したもの。資料には知事から返ってきた回答を付け加えておくこと。

④ 野洲川土地改良区農業用水管の破損事故について

先週も報告したが、事故に至る経緯について改めて説明する。ボーリング調査箇所の設定について、JR施設に近接する場合は協議に時間を要することから、近隣民地の地権者に依頼したが、承諾をいただけなかった。そのため、受注者は契約期間内に業務を完了させるため、河川区域内での調査を市に提案し、市はこれを許可した。

市としては、当該破損施設の占用許可を出しており、昨年4月にも継続許可しているが、受注者に地下埋設物の情報提供ができていなかった。受注者としては、市から情報提示があるはずとの思い込みがあり、調査を実施しなかった。これらのことから、市にも過失があったと判断し、受注者から提示された過失割合の見解を含め、弁護士事務所に相談しているところである。

対策工事については、一旦受注者で実施し、負担額が決まった後、新年度の補正予算で予算計上することとする。

→契約約款に基づいて受注業者が対策工事を実施することを追記しておくこと。

⑤ 令和2年度「野洲市通学路交通安全プログラム」について

令和2年度「野洲市通学路交通安全プログラム」を作成したので報告する。昨年5月に大津市で起きた園児が巻き込まれる事故や、昨今高齢者ドライバー等の操作誤りによる交通事故が頻発していることから、今年度は予期せぬ事故の可能性を認識し、新たな視点での課題の洗い出しを行った。そのため、毎年着実にハード対策を講じているものの、対策必要箇所は増えている。今後、危険度の高さ等を考慮し、優先順位をつけながら、ハード対策とソフト対策を講じ通学路の安全確保を推進する。

⑥ 第3次野洲市子どもの読書活動推進計画(案)に係るパブリックコメントの結果について

第3次野洲市子どもの読書活動推進計画(案)に係るパブリックコメントについて、意見が0件であったので報告する。

⑦ 全員協議会への提出事項

令和2年3月19日開催の全員協議会に、報告事項9件、連絡事項4件を提出する。

3. その他伝達事項

なし

4. 次回部長会議の予定

3月23日（月）8時45分～ 庁議室